



県章

群馬県報

平成27年
6月16日(火)
第9307号

目次

| | ページ |
|--------------------------|-----|
| 告 示 | |
| ○路線の廃止(道路管理課) | 2 |
| ○都市計画区域区分の変更に係る縦覧(都市計画課) | 2 |
| ○同 | 2 |
| ○同 | 3 |
| ○同 | 3 |
| 公 告 | |
| ○農業振興地域の区域変更(農政課) | 3 |
| ○同 | 4 |
| ○同 | 4 |
| ○同 | 5 |
| ○同 | 5 |
| ○土地改良区役員の就退任の届出(農村整備課) | 5 |
| ○土地改良事業の換地処分(同) | 6 |
| ○道路位置の指定(建築課) | 7 |

■ 告 示

◎群馬県告示第188号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次の県道の路線を廃止する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課において一般の縦覧に供する。

平成27年6月16日

群馬県知事 大澤 正 明

| 路線番号 | 路線名 | 起 点 | 重要な経過地 | 備考 |
|------|------------|--------------|--------|----|
| | | 終 点 | | |
| 238 | 川原湯川原湯停車場線 | 吾妻郡長野原町大字川原湯 | | |
| | | 川原湯停車場 | | |

◎群馬県告示第189号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、前橋都市計画区域区分を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成27年6月16日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画の種類 前橋都市計画区域区分
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 前橋市の区域の一部。なお、前橋市上細井町、五代町の各一部を市街化区域に編入する。また、前橋市下大島町の一部を市街化調整区域に編入する。
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県前橋土木事務所及び前橋市都市計画部都市計画課

◎群馬県告示第190号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、伊勢崎都市計画区域区分を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成27年6月16日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画の種類 伊勢崎都市計画区域区分
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 伊勢崎市の区域の一部。なお、伊勢崎市境下湊名の一部を市街化区域に編入する。
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県伊勢崎土木事務所及び伊勢崎市都市計画部都市計画課

◎群馬県告示第191号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、玉村都市計画区域区分を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成27年6月16日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画の種類 玉村都市計画区域区分
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 玉村町の全域。なお、玉村町大字上茂木、下茂木及び箱石の各一部を新たに市街化区域に編入する。
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県伊勢崎土木事務所及び玉村町都市建設課

◎群馬県告示第192号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、館林都市計画区域区分を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成27年6月16日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画の種類 館林都市計画区域区分
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 館林市、板倉町、明和町、千代田町及び邑楽町の全域。なお、館林市羽附町、赤生田町及び上赤生田町の各一部を新たに市街化区域に編入する。
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県館林土木事務所、館林市都市建設部都市計画課、板倉町都市建設課、明和町都市計画課、千代田町建設水道課及び邑楽町都市建設課

■ 公 告

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第7条の規定により、前橋農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

平成27年6月16日

群馬県知事 大澤 正 明

変更後の前橋農業振興地域は、前橋市の区域のうち、次に掲げる区域を除く区域とする。

- 1 都市計画区域区分の変更に係る縦覧の告示(平成27年群馬県告示第189号)後の都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく市街化区域
- 2 都市計画用途地域の変更の告示(平成20年前橋市告示第177号)後の都市計画法に基づく用途地域
- 3 都市計画用途地域の変更の告示(平成8年富士見村告示第59号)後の都市計画法に基づく用途地域
- 4 河川法(昭和39年法律第167号)第4条第1項及び第6条第1項の規定による一級河川利根川の河川区域
- 5 川曲町、元総社町及び鳥羽町のうち、上記1に該当する区域以外の区域

- 6 平成16年12月4日現在の宮城村及び平成21年5月4日現在の富士見村の区域のうち、国有林野の全域及び県有林の全域
- 7 三夜沢町字上十二、字十二、字境内、字硯石及び字櫃石の区域、柏倉町字小穴及び字大穴2222番地の区域、苗ヶ島町字大師沢、字神東原、字東沢、字滝沢並木、字柵形2454、2458、2459、2462、2465、2467、2471から2473まで、2475、2478、2479、2501、2503から2508まで、2510から2514まで、2516から2520まで、2523から2526まで、2527の1、2527の2及び2528、字大畑259から2264まで、2301、2721及び2817、字新並木2646及び2647、字三角原2051の2及び2051の3、字片並木2054の2並びに字向松並木2052の1及び2052の5番地の区域並びに鼻毛石町字谷源地1952、1976、1977、1979、1981、1985から1987まで、1997、1998、2002、2003及び2610、字東半木801の2及び1849の27、字菅広812から815まで、816の1、816の3、816の4、818及び819、字西半木1848の2並びに字片並木1851の2番地の区域
- 8 平成16年12月4日現在の粕川村の区域のうち、国有林野の全域
- 9 富士見町小暮字東新地2425の1、字新山2438の1、字西新山2409及び字新地2420の1番地の区域
- 10 富士見町赤城山1467、1932の2、1935、2036、2083及び2103番地の区域

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条の規定により、伊勢崎農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

平成27年6月16日

群馬県知事 大澤 正 明

変更後の伊勢崎農業振興地域は、伊勢崎市の区域のうち、次に掲げる区域を除く区域とする。

- 1 都市計画区域区分の変更に係る縦覧の告示（平成27年群馬県告示第190号）後の都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく市街化区域
- 2 平成16年12月31日現在の伊勢崎市の区域のうち、河川法（昭和39年法律第167号）第4条第1項及び第6条第1項の規定による一級河川利根川の河川区域
- 3 平成16年12月31日現在の伊勢崎市の区域のうち、都市計画区域区分の変更に係る縦覧の告示（平成11年群馬県告示第491号）後の都市計画法に基づく市街化区域及び上記2に囲まれた区域
- 4 都市計画用途地域の変更の告示（平成17年伊勢崎市告示第99号）後の都市計画法に基づく用途地域

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条の規定により、玉村農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

平成27年6月16日

群馬県知事 大澤 正 明

変更後の玉村農業振興地域は、佐波郡玉村町の区域のうち、次に掲げる区域を除く区域とする。

都市計画区域区分の変更に係る縦覧の告示（平成27年群馬県告示第191号）後の都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく市街化区域

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条の規定により、太田農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

平成27年6月16日

群馬県知事 大澤 正 明

変更後の太田農業振興地域は、太田市の区域のうち、次に掲げる区域を除く区域とする。

- 1 都市計画区域区分の変更に係る縦覧の告示（平成27年群馬県告示第158号）後の都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく市街化区域
- 2 平成17年3月27日現在の太田市の区域のうち、河川法（昭和39年法律第167号）第4条第1項及び第6条第1項の規定による一級河川利根川及び渡良瀬川の河川区域
- 3 昭和32年建設省告示第775号による都市計画法第11条第1項第2号の規定による太田都市計画公園第1号公園（東山公園）及び第2号公園（西山公園）の区域

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条の規定により、館林農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

平成27年6月16日

群馬県知事 大澤 正 明

変更後の館林農業振興地域は、館林市の区域のうち、次に掲げる区域を除く区域とする。

- 1 都市計画区域区分の変更に係る縦覧の告示（平成27年群馬県告示第192号）後の都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく市街化区域
- 2 堀工町のうち字出戸974、975の1、975の2、979、982、982の2、983から986まで、987の1から987の3まで並びに字道満994の1、995の1、996、997、998の1、998の3、999の1、1000の1、1000の4、1003から1008まで、1011から1014まで、1015の1、1016の3、1017から1019まで、1020の2、1021の2、1021の3及び1022から1028までの区域

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成27年6月16日

群馬県知事 大澤 正 明

| 土地改良区名 | 理事 監事 の 別 | 区 分 | 役 員 氏 名 | 住 所 |
|--------|--------------------|-----|---------|---------------|
| 勢多郡東村 | 理 事 | 再 任 | 高橋一夫 | みどり市東町荻原152番地 |

| | | | |
|----|----|--------|---------------|
| 同 | 同 | 小林茂樹 | 同 同 195番地 |
| 同 | 同 | 高橋守 | 同 同 297番地 |
| 同 | 同 | 今泉弘 | 同 東町花輪99番地1 |
| 同 | 同 | 影澤美代子 | 同 同 187番地 |
| 同 | 同 | 関口裕 | 同 同 387番地 |
| 同 | 同 | 星野俊男 | 同 同 398番地1 |
| 同 | 同 | 前原博彰 | 同 同 448番地 |
| 同 | 同 | 星野栄一 | 同 東町小夜戸352番地1 |
| 同 | 新任 | 太古前由紀夫 | 同 東町花輪784番地 |
| 同 | 同 | 関口市彌 | 同 同 908番地 |
| 同 | 同 | 金子信義 | 同 同 1007番地 |
| 同 | 同 | 星野裕 | 同 同 1316番地 |
| 同 | 同 | 亀井潔 | 同 東町小夜戸737番地 |
| 同 | 同 | 関口友弘 | 同 同 747番地 |
| 同 | 同 | 関口正雄 | 同 同 1009番地 |
| 同 | 退任 | 太古前敦美 | 同 東町花輪786番地 |
| 同 | 同 | 木村いつ | 同 同 1057番地 |
| 同 | 同 | 星野友七 | 同 同 1158番地 |
| 同 | 同 | 星野英明 | 同 同 1320番地 |
| 同 | 同 | 星野伸介 | 同 東町小夜戸665番地 |
| 同 | 同 | 荻原洋男 | 同 同 735番地 |
| 同 | 同 | 関口守康 | 同 同 975番地 |
| 監事 | 再任 | 前原悦男 | 同 東町荻原162番地1 |
| 同 | 同 | 杉本富男 | 同 東町花輪157番地1 |

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により県営松義東部土地改良事業の換地処分を平成27年6月3日に行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成27年6月16日

群馬県知事 大澤 正 明

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成27年6月16日

群馬県知事 大澤 正 明

| 番号 | 指定に係る道路の種類 | 指定に係る道路の位置 | 指定に係る道路の延長及び幅員 メートル | 指定番号 指定年月日 |
|----|------------------------|-----------------------|------------------------|------------------------------|
| 1 | 建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路 | 北群馬郡吉岡町大字下野田字見城1188-4 | 延長 62.61 幅員 4.60 | 群馬県指令前土第304-1号 平成27年5月22日 |

毎週火、金曜日発行

発行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111